

## 大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、2025年大阪・関西万博の開催に向けて、市内観光関連事業者による国内外からの観光客の受入環境整備や観光誘客への新たな取組みを推進することを目的とする大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光関連事業者 宿泊施設を営む事業者、観光施設を営む事業者、体験型観光施設を営む事業者又は土産物小売店を営む事業者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者を除くものとする。以下同じ。）をいう。
- (2) 宿泊施設を営む事業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する旅館業の許可を受け、市内において施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる事業（従業員等の福利厚生を目的とする保養所、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設、旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を行う宿泊施設その他観光客の宿泊に供されない宿泊施設を除く。）を営む事業者をいう。
- (3) 観光施設を営む事業者 専ら観光客を対象（観光施設の入館者のうち、50%を超える者が市外からの観光客であることをいう。）に、施設に入館させることで、入館料等を受けて施設（体験型観光施設を除く。）を営む観光事業者をいう。
- (4) 体験型観光施設を営む事業者 専ら観光客を対象（体験型観光施設の利用者のうち、50%を超える者が市外からの観光客であることをいう。）に、伝統工芸の製作体験、農水産物の収穫体験、スポーツ・アウトドア体験その他の主に観光客に対し、体験型観光を提供する施設等を営む事業者をいう。
- (5) 土産物小売店を営む事業者 専ら観光客を対象（土産物小売店の利用者のうち、50%を超える者が市外からの観光客であることをいう。）に、商品を売買する小売店を営む事業者をいう。

(補助対象事業)

**第3条** 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、大阪・関西万博の開催に伴う国内外からの観光客の増加を見据えて実施する事業のうち、別表1に掲げる事業であって、同一事業について他の補助金の交付を受けていないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が行う事業は補助の対象としない。

- (1) 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例（令和2年鳴門市条例第1号）第2条に規定する暴力団員に該当する者
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
- (3) 補助金の趣旨に照らして相当ではないと市長が認める者  
（補助対象者）

**第4条** 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は観光関連事業者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 鳴門市内に事業所を有する法人又は個人であること。
- (2) 申請日において営業し、かつ、補助金を申請する日以後も事業を継続する意思があること。  
（申請期限）

**第5条** 補助金の申請期限は令和5年9月29日までとする。  
（補助対象経費及び限度額等）

**第6条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び限度額は、別表1に定めるとおりとする。  
（補助金の交付申請）

**第7条** 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、第5条に定める申請期限までに大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、補助対象者が鳴門市内に複数の事業所を有するときは、それぞれの事業所ごとに申請するものとし、申請は1事業所につき1回とする。

- (1) 補助対象事業の内容、金額が分かる見積書の写し等
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 条例第3条の規定により補助金交付申請書に添付する書類は、規則第3条に規定する書類に代えて、前項に掲げる書類とする。  
（補助金の交付の決定）

**第8条** 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつたときは、速やかに当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をし、大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該対象者に通知するものとする。  
（補助金を交付しない旨の決定）

**第9条** 市長は、第7条の規定により提出された申請書を審査した結果、補助金の交付が不相当であると認めるときは、大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しない旨を対象者に通知するものとする。

(実績報告)

**第10条** 補助対象者は、補助対象事業を完了したときは、速やかに大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、実績報告をしなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施内容が確認できる資料又は写真等
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 条例第11条の規定により実績報告書に添付する書類は、規則第8条に規定する書類に代えて、前項に掲げる書類とする。

(補助金額の確定)

**第11条** 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金確定通知(様式第5号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

**第12条** 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

**第13条** 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当であると認めるときは、補助対象者に当該請求額を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定による請求の日から30日以内に口座振り込みの方法により補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

**第14条** 補助対象者は、補助対象事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

**第15条** 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の内容に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

**第16条** 補助対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長

の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は5年を経過した場合は、この限りでない。

(調査)

第17条 市長は、申請内容に疑義が生じたときは、現地調査等を行うことができる。

2 交付申請を行った対象者は、前項に規定する現地調査等に協力しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表1

補助対象事業	内容	補助対象経費	補助率 上限額
外国人観光客向け事業	<b>【受入環境整備事業】</b> ・店内メニューの多言語化 ・ホームページの多言語化 ・多言語パンフレットの作成 ・翻訳機の購入 ・トイレの高機能化及び洋式化 ・キャッシュレス決済導入 等	・翻訳手数料 ・ホームページ改修委託料 ・印刷料 ・翻訳機購入費 ・トイレ改修費 ・決済端末及び付属品購入費 等	3分の2 20万円
	<b>【観光誘客事業】</b> ・海外向け情報発信 ・インバウンド向け商談会等への出展 等	・SNS、ウェブ広告料 ・商談会等の出展料、旅費、備品料 等	
国内観光客向け事業	<b>【受入環境整備事業】</b> ・店舗看板の改修 ・パンフレットの作成 等	・看板デザイン料及び改修費 ・パンフレット印刷料 等	2分の1 10万円
	<b>【観光誘客事業】</b> ・国内向け情報発信 ・商談会等への出展 等	・SNS、ウェブ広告料 ・商談会等の出展料、旅費、備品料 等	

※交付額について1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

様式第1号（第7条関係）

大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

鳴門市長

申請者 住所  
事業所の名称  
代表者職氏名  
担当者名  
連絡先TEL

大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり申請します。大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金交付要綱の記載内容を遵守します。

1. 事業所の情報

事業所名				
所在地				
業種分類	(ア)宿泊施設	(イ)観光施設	(ウ)体験型観光施設	(エ)土産物小売店
該当するものに☑				

2. 補助対象事業の区分及び補助対象経費

補助対象経費（税抜）	円			
区分（該当するものに☑）		補助率	補助額上限	
外国人観光客向け事業	受入環境整備事業	2 / 3	20万円	
	観光誘客事業			
国内観光客向け事業	受入環境整備事業	1 / 2	10万円	
	観光誘客事業			
着手（予定）日	令和 年 月 日			
完了（予定）日	令和 年 月 日			
【事業の内容と、期待される効果】				

3. 交付申請額

円 ※1円未満の端数が生じたときは、切り捨ててください。

4. 添付書類

- (1)補助対象経費の内訳が確認できる見積書の写し等
- (2)事業の概要が確認できるパンフレット・カタログ等
- (3)商談会等にかかる事業については、出展する商談会等の内容が確認できる募集要項等
- (4)その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第8条関係)

鳴門市指令第 号  
年 月 日

様

鳴門市長

印

大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金の交付について、大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記の通り決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 円

以上

様式第3号（第9条関係）

鳴 第 号  
年 月 日

様

鳴門市長

印

大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金の交付について、下記のとおり補助金を交付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 不交付決定理由

以上

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）

鳴門市長

住 所 \_\_\_\_\_  
申 請 者 事業所の名称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_  
担当者名 \_\_\_\_\_  
連絡先TEL \_\_\_\_\_

大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け鳴門市指令第 号をもって交付決定の通知があつた大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金に係る補助対象事業を完了しましたので、大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

実施内容 (該当する番号に○)	1. 交付申請書のとおり 2. その他（下記に内容記載）
添付書類	(1) 補助対象事業の実施内容が確認できる資料又は写真等 (2) 補助対象事業に係る領収書の写し等 (3) その他市長が必要と認める書類
補助対象経費 (税抜)	円
補助金交付申請額	円

様式第5号（第11条関係）

鳴 第 号  
年 月 日

様

鳴門市長

印

大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金確定通知

年 月 日付けで実績報告のあった大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金について、大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1. 補助金の名称 大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金

2 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 確定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）  
鳴門市長

住 所 \_\_\_\_\_  
申 請 者 事業所の名称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印  
担当者名 \_\_\_\_\_  
連絡先TEL \_\_\_\_\_

大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け鳴門市指令第 号をもって交付決定の通知があった補助金について、大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の名称 大阪・関西万博に向けた観光客受入環境整備推進事業補助金

2 請 求 額 \_\_\_\_\_ 円

3 振 込 先 金 融 機 関 名 \_\_\_\_\_

支 店 名 \_\_\_\_\_ 支店

預 金 種 別 \_\_\_\_\_ 普通 ・ 当座

口 座 番 号 \_\_\_\_\_  
( 右 詰 記 入 )

口 座 名 義 \_\_\_\_\_  
( カ タ カ ナ 記 入 )

※振込先口座は、個人にあっては申請者個人、法人にあっては当該法人が名義人である口座を記載してください。

※口座情報に誤りがある場合は入金できないことがありますので、通帳内容をよくお確かめの上ご記入ください。